

## 西東京市国民健康保険事業運営基金積立金について

### 1 西東京市国民健康保険事業運営基金（以下「基金」という。）の設置根拠及び用途

(1) 設置根拠

西東京市国民健康保険事業運営基金条例（平成 13 年西東京市条例第 56 号）

(2) 用途

ア 事業費納付金の納付に要する経費に不足が生じた場合において当該不足額を補填する財源に充てるとき。

イ 経済事情の変動等により財源が著しく不足する場合において当該不足額を補填する財源に充てるとき。

### 2 基金残高の推移（年度末）

（単位：円）

平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度（見込）
200, 229, 825	200, 244, 416	200, 247, 806	200, 249, 610	252, 610

### 3 基金活用実績（予定）

令和 3 年度：当初予算 1.1 億計上→保険料増収により零補正

令和 4 年度：事業費納付金増により当初予算 2 億計上し、納付金の支払いに充てていく予定。これにより基金残高はほぼ無くなることになる。

### 4 基金活用方針

高齢化の進展により保険給付費は増加傾向にあり、事業費納付金の納付に要する経費に不足が生じた場合等に基金を活用する。

### 5 基金積立の考え方

保険者努力支援交付金の「市町村取組評価分」として交付を受けた額を基本として、毎年度、財政課と協議の上、積立額を決定する。

令和 4 年度 基金積立額 51, 114, 000 円

#### 【保険者努力支援交付金】

平成 30 年度の制度改革に伴い、保険者機能を強化する観点から新たに制度化された交付金であり、医療費の適正化等の努力を行う市町村に対しインセンティブ交付金として交付される「市町村取組評価分」と、市町村が行う健康保持増進事業に要する費用に応じて交付される「事業費分」で構成される。